

大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱

に基づく資金の融資事務に関する要領

昭和 56 年 4 月 1 日制定

(趣 旨)

- 1 大分県中小企業経営改善資金の融資事務に関しては、大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領並びに保証協会及び指定金融機関の定めるところによる。

(定 義)

- 2 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(指定金融機関)

- 3 要綱第 5 条第 1 項に掲げる指定金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社大分銀行
- (2) 株式会社豊和銀行
- (3) 大分信用金庫
- (4) 大分みらい信用金庫
- (5) 日田信用金庫
- (6) 大分県信用組合
- (7) 株式会社商工組合中央金庫
- (8) 株式会社北九州銀行

(再生手続開始申立等企業の指定手続)

- 4 再生手続開始申立等企業者等は、必要があると認めるときは、要綱第 3 条の規定に基づく再生手続開始申立等企業の指定を再生手続開始申立等企業指定申請書（様式 3）により速やかに知事に申請するものとする。ただし、当該申請前に、知事が当該企業を再生手続開始申立等企業として指定する場合は、この限りではない。

(再生手続開始申立等企業の指定基準)

- 5 要綱第 3 条に規定する県指定再生手続開始申立等企業は、次の第 1 号から第 3 号のいずれにも該当 する場合に指定するものとする。ただし、知事が特に必要と認めた場合にあっては、この限りではない。

- (1) 再生手続開始申立等事業者に係る負債総額が 3 億円以上であること。
- (2) 当該再生手続開始申立等事業者に対し、50 万円以上の一般債権を有する県内中小企業者数が 20 社以上であること。
- (3) 前号の県内中小企業者に係る一般債権の合計額が 1 億円以上であること。

(融資限度額)

- 6 当資金の融資残高は、要綱別表の融資限度額を超えてはならない。

(融資の選定基準)

- 7 要綱第9条に規定する融資の対象となる資金の選定にあたっては、次の点に留意して行うものとする。
- (1) 再生手続開始申立等企業に対し50万円以上の債権を有し、当該債権（通常の営業取引によるものに限り、金融債権等は除く。）の回収が困難となっている特定中小企業者の経営の維持及び安定のために必要な資金であること。
 - (2) 再生手続開始申立等企業に対し回収困難な債権を有し、当該企業に対する取引額が、全取引額の20パーセント以上を占めている特定中小企業者の経営の維持及び安定のために必要な資金であること。
 - (3) 破綻金融機関等との金融取引があるため、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来している破綻金融機関関連中小企業者の経営の維持及び安定に必要な資金であること。
 - (4) そのものの再生手続開始申立等を防止することが、相当数の中小企業者の連鎖倒産の防止等に結びつくと見込まれる再建中小企業者の経営維持及び安定のために必要な資金であること。
 - (5) 再生支援中小企業者の経営の維持及び安定のために必要な資金であること。
 - (6) 再生手続開始申立等小規模企業者にとって、そのものとの取引額の割合が50パーセント以上である取引先たる特定取引中小企業者が、取引量の増大又は取引条件の緩和等により当該再生手続開始申立等小規模企業者の事業の再建に寄与するために必要な資金であること。

(融資の申込み受付時期)

- 8 融資の申込みの受付は、常時行うものとする。

(融資の申込手続)

- 9 融資を受けようとする中小企業者は、大分県中小企業経営改善資金融資に係る通知書（様式1。以下「通知書」という。）3通に別表に定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、当該中小企業者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所（以下「商工会等」という。）又は指定金融機関に提出しなければならない。ただし、再建中小企業者及び特定取引中小企業者にあつては、その事業所の所在地を担当区域とする相談室に提出しなければならない。

(経営指導等)

- 10 商工会等及び相談室は、前項の規定により通知書及び関係書類の提出があつたときは、当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書1通に決算書及び試算表を添えて指定金融機関に、当該通知書2通に関係書類各1通及び調査意見書（様式9）、再建中小企業者又は特定取引中小企業者に係るものにあつては調停士の推薦書（様式6又は8）を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

ただし、指定金融機関に直接通知書及び関係書類の提出があったときは、当該指定金融機関は当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書2通に関係書類各1通を添えて保証協会に送付するものとする。

(融資内容の審査)

- 11 保証協会は、前項の規定による通知書の送付を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたものについて保証の決定を行うものとする。

(保証及び融資の決定等)

- 12 保証及び融資の決定については、次のとおりとする。

- (1) 連帯保証人及び担保等の徴求については、保証協会及び指定金融機関の裁量によるものとする。
- (2) 保証協会は、保証に関する決定を行ったときは、その旨を関係商工会等又は相談室に通知するものとする。
- (3) 商工会等及び相談室は、前号の通知を受けたときは、その旨を当該保証に係る融資申込者に通知するものとする。
- (4) 指定金融機関は、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の申込者に通知するとともに、速やかに融資手続を行わなければならない。

(債権管理)

- 13 本資金の融資により生じた債権の管理については、次のとおりとする。

- (1) 指定金融機関は、本資金について延滞等債権の保全上問題となる事態が発生したときは、善良な管理者の注意をもって、その解消に努めなければならない。
- (2) 保証協会は、前号の事態が発生したときは、当該融資に係る保証債務の履行の有無にかかわらず、当該融資を受けた中小企業者に係る他の保証付融資を含め、指定金融機関及び関係商工会等又は相談室と協力して、速やかにその解消に努めなければならない。

(融資条件の変更)

- 14 融資条件の変更については、次のとおりとする。

- (1) 融資を受けた中小企業者は、融資を受けた後、災害、代表者の疾病その他当該融資を受けた中小企業者の責めに帰することのできない事由により事業の運営に重大な支障が生じたときは、融資を受けた指定金融機関に融資条件の変更を申請することができるものとする。
- (2) 指定金融機関は、融資条件の変更を承認したときは、意見書を付し、当該中小企業者とともに保証協会に対し保証条件の変更を申請するものとする。
- (3) 保証協会は、前号の申請を受理し、次に掲げる事項を充たしていると認めたときは、保証条件の変更を行うものとする。ただし、要綱第10条で定める融資期間の上限を超える変更をする場合又は融資利率を変更する場合には、あらかじめ、知事に保証協会の意見書(様式11)及び次のイ～ニを証する書面を提出の上、同意を得るものとする。
 - イ 保証条件変更の理由が妥当なものであること。
 - ロ 事業計画及び資金の償還計画が妥当なものであること。

ハ 一般債権者、取引先、従業員、近親者等の支援が確実なものであること。

二 指定金融機関の継続的支援が確実なものであること。

(融資状況の報告)

15 指定金融機関は、毎月の融資状況を融資状況報告書(様式2)により、翌月の10日までに県に報告しなければならない。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

区 分		添 付 書 類	
共 通		(1) 信用保証委託契約書（印鑑証明書添付） (2) 信用保証委託申込書 (3) 資産証明書 (4) 法人にあつては連帯保証人明細書 (5) 直近の決算書及び最近の試算表（各2通） (6) 法人にあつては商業登記簿の謄本 (7) 許可・認可関係業種にあつては、当該許可・認可証の写し (8) 削除 (9) その他、保証協会及び指定金融機関が必要と認める書類	
個 別	特定 中小企業者	大臣指定に係るもの 知事指定に係るもの	再生手続開始申立等企業に対する債権額に係る市町村長の認定書 （様式4）
	破綻金融機関関連中小企業者		破綻金融機関等との金融取引に係る市町村長の認定書 （様式5）
	再建中小企業者		調停士の推薦書 （様式6）
	再生支援中小企業者		中小企業再生支援協議会長の証明書 （様式7）
	特定取引中小企業者		調停士の推薦書 （様式8）

大分県中小企業経営改善 資金融資に係る通知書

※提出部数 3部
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所
 又は指定金融機関
 (組合にあっては、大分県中
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地

企業名(商号)

代表者氏名

TEL

申込額	万円	企 業 の 概 要				
		具 体 的 業 種		取 扱 目		
査 定 額	(記入しないでください) 万円	従業員				
		常用 (役員・ 家族除 く)	人	常用 (役員・ 家族)	人 臨時 (パート含)	
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最 近 の 月平均売上	万円	金融機関から の借入金総額	万円	
		最 近 の 月平均費用	万円	1 主な取引金融機関 2 主な取引先又は親企業 3 事業開始年月		
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ()	資 産 総 額	万円			
		借 入 希 望 融 融 関	負 債 総 額		万円	
	() 支店)	資 本 金 (元入金)	万円			
借 入 金 の 使 途	必要な項目に○をつけてください。 (1) 商品又は材料の仕入資金 (2) 買掛金又は手形の決済資金 (3) 諸経費支払資金 (4) 受取手形買戻し資金 (5) その他 ()		金 額	取引の相手方であった再生手続開始申 立等企業名		
	合 計		万円			
資金の必要理由 (具体的に記入してください。)						
連帯保証人 (詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)						
氏 名	年 齢	住 所		職 業	申 込 者 と の 関 係	
		TEL () -				
		TEL () -				
		TEL () -				

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

様式 2

大分県中小企業経営改善資金融資状況報告書（ 年 月分）

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

指定金融機関名
(担当者氏名)

貸出残高状況（総括表）

区 分	前月末残高		当月分貸出高		当月中償還高		当月末残高	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
特定中小企業	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
不況業種関連	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
破綻金融機関関連	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
再建中小企業	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
再生支援中小企業	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
特定取引中小企業	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
計	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円

大 分 県 知 事 殿

住 所
申請者

再生手続開始申立等企業者の指定について（申請）

上記について、大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱第3条第1項の規定に基づき、再生手続開始申立等企業者として指定されるよう申請します。

記

- 1 企業名
- 2 所在地
- 3 代表者氏名
- 4 資本金
- 5 業 種
- 6 従業員数
- 7 取引金融機関
- 8 再生手続開始申立等の態様及び経過

9 負債の状況

	件 数	金額（千円）
負債総額	[]	[]
金融負債	[]	[]
一般負債	[]	[]
大企業	()	()
中小企業	()	()
その他	()	()
一般負債のうち50万円以上の中小企業	()	()

10 債権者氏名及びその金額

様式 4

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書
大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱に基づく特定中小企業者認定書

年 月 日

市町村長 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

私は⑦が、年 月 日①の申立を行ったことにより、下記のとおり同事業所に対する売掛金の回収が困難となったことにより経営の安定に支障が生じておりますので、 $\left[\begin{array}{l} \text{中小企業信用保険法第2条第5項第1号} \\ \text{大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱第2条第4号} \end{array} \right]$ に規定する特定中小企業者として認定されるようお願いします。

記

- 1 ⑦に対する売掛金等 _____ 円
うち回収困難な額 _____ 円
- 2 ⑦に対する取引依存度 _____ % (A/B)
A 年 月 日から 年 月 日までの
⑦に対する取引額 _____ 円
B 上記期間中の全取引額等 _____ 円

番 号
年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

市町村長

印

【注】 1 上記1、2のいずれかを記入してください。

2 上記⑦には、再生手続開始申立等した企業名を、①には、「破産」、「再生手続開始」、「更正手続開始」等を記入してください。

中小企業信用保険法第2条第5項
第6号の規定による認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者
住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、⑦ が破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 ⑦ に対する借入
年 月 日から 年 月 日までの⑦ に対する
借入額 _____ 円

番 号
年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

市町村長



【注】上記⑦には、金融機関の名称を記入する。

大分県中小企業経営改善資金（再建中小
企業者に係る資金）融資に係る推せん書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

〇〇経営安定特別相談室

商工調停士

下記の者は、大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱第2条第7号に規定する再建中小企業者に該当すると認めますので、同要綱による資金の融資について意見を添えて推せんします。

記

- 1 企業名
- 2 所在地
- 3 代表者氏名 TEL () -
- 4 資本金
- 5 従業員数
- 6 業種及び業態
- 7 事業経歴
- 8 借入申込金額 千円

9 融資に対する意見

(1) 経営が悪化した経緯及びその現状並びに再生手続開始申立等を仮定した場合の取引先等に与える影響の度合

(2) 経営再建のための具体策

(3) 関係者（債権者、取引企業、取引金融機関等）の支援の状況

(4) 本資金の必要性及びその用途

【注】 融資の推せんの根拠となった書類（決算関係書類、事業計画書、債権者名簿等）を必ず添付してください。

大分県中小企業経営改善資金（再生支援中小企業者に係る資金）融資に係る証明書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

大分県中小企業再生支援協議会
会 長 _____

下記の者は、大分県中小企業再生支援協議会において経営改善計画の策定支援を行うことを決定し、大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱第2条第8号に規定する再生支援中小企業者に該当することを証明します。

記

1 対象企業

企 業 名		所 在 地	
代表者氏名	TEL () -		
資 本 金	従業員数		業種及び業態

2 再生支援協議会に相談するに至った経緯

3 メインバンク及び関係機関の支援姿勢

4 大分県中小企業再生支援協議会の支援方針・体制

5 経営改善計画の策定スケジュール及び見通し

大分県中小企業経営改善資金（特定取引中
小企業者に係る資金）融資に係る推せん書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

〇〇経営安定特別相談室
商工調停士

下記の者は、大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱第2条第9号に規定する特定取引中小企業者に該当すると認めますので、同要綱による資金の融資について意見を添えて推せんします。

記

- 1 企業名
- 2 所在地
- 3 代表者氏名 TEL () -
- 4 資本金
- 5 従業員数
- 6 業種及び業態
- 7 事業経歴
- 8 借入申込金額 千円

9 取引の相手方たる再生手続開始申立等小規模企業の概要

- (1) 企業名
- (2) 所在地
- (3) 代表者名
- (4) 資本金
- (5) 従業員数 人 （再生手続開始申立等前ピーク時 人）
- (6) 再生手続開始申立等の態様（原因、形態、期日及び再生手続開始申立等前の業種・年商等）

- (7) 企業の現状

10 取引の相手方たる再生手続開始申立等小規模企業との関係（取引内容、取引量、取引条件等に係る再生手続開始申立等以前と再生手続開始申立等以後の比較対比等について具体的に記述のこと。）

11 融資に対する意見

- (1) 再生手続開始申立等小規模企業者再建のための具体策（向後2年間以上の将来にわたって具体的に記述のこと。）

- (2) 本資金の使途及びその必要性

【注】 再生手続開始申立等小規模企業者の再生手続開始申立等の事実を証する書類及び当該再生手続開始申立等小規模企業者と融資申込者との関係を証する書類並びに再生手続開始申立等小規模企業者宛に作成された取引関係継続契約書の写し各1通を必ず添付してください。

調 査 意 見 書

年 月 日

大分県信用保証協会長 殿

商工会長
(商工会議所会頭)

このたび、別添のとおり大分県中小企業経営改善資金の融資の申込みがありましたので、意見を付し送付します。

1 申 込 者

企業名・商号	代表者氏名
--------	-------

2 営業の状況 (該当すると思われるものに○印を付してください。)

業 況	盛	漸 盛	常 態	低 調	衰 退
同業者間の地位(県下・管内)	上 位		中 位		下 位
立地条件	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
将来性	有 望	やや有望	現状維持	やや不安	不 安

3 経営者の状況 (該当すると思われるものに○印を付してください。)

健 康 状 態	良	やや良	普 通	病 弱	病臥中
経 営 の 計 画 性	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
係数観念	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
経営に対する熱意	旺 盛	やや旺盛	普 通	やや不足	不 足
信頼性	良	やや良	普 通	やや不足	不 足
経営手腕	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
世 評	良	やや良	普 通	やや不良	不 良

4 総合意見 (資金の必要性、償還の見込み、その他特に必要な事項について記入してください。)

.....

.....

.....

.....

経営指導員名	
--------	--

(様式11)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

大分県信用保証協会長

県制度資金条件変更意見書

県制度資金の保証条件の変更を行いたいので、意見書を提出します。

記

1 被保証人

住所

氏名・名称

業種

2 保証状況

資金名

当初保証金額

現在残高

融資実行日

融資期間

融資金融機関

3 変更内容

4 意見